

有限責任中間法人 日本出版インフラセンター定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、有限責任中間法人 日本出版インフラセンターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区袋町6番地日本出版クラブ会館内におく。

(目的)

第3条 この法人は、次の課題を出版業界で総合的かつ統一的に展開して達成することを目的とする。

1. 出版流通の改善を図り読者の顧客満足度を高め、出版情報および出版業界システムの基盤整備により業務の共同化・標準化等を進め、業界内の効率化を図る
2. 出版および出版関連産業の発展に寄与する多様なテーマの研究作業を進め、その早期実現を図る

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 出版情報の収集と配信および出版情報等の標準フォーマットの作成と普及促進
2. 出版情報提供者の情報システム基盤整備および電子データ交換システムの基盤整備を支援
3. 出版物の流通迅速化とトレーサビリティ向上の研究
4. 知的財産活用のビジネスモデル研究及び著作権等管理事業に関する事業
5. その他、本センターの目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、主たる事務所での公示をもって行う。

第2章 基 金

(基金の総額)

第6条 この法人の基金の総額は、金300万円とする。

(拠出金1口の金額)

第7条 この法人の拠出金1口の金額は、金5万円とする。

(拠出者の権利)

第8条 この法人の基金拠出者は、次の権利を得る。

1. 基金拠出契約に定める期日後に、基金の返還を得る
2. 第10条の設立社員の資格

(基金の返還)

第9条 この法人の基金の返還は、総会決議に基づいて行う。

第3章 社員

(社員の種類)

第10条 この法人は、次の社員によって構成される。

1. 設立社員 この法人の目的・事業に賛同し、基金の拠出、あるいは社員として設立を支援して入会した個人・団体
2. 一般社員 この法人の目的・事業に賛同し、事業活動をするために入会した個人・団体
3. 受益賛助社員 この法人の目的・事業に賛同し、事業の成果物を得るために入会した個人・団体で、総会の議決権を有しないもの

(一般社員の資格)

第11条 この法人の社員は、本センターの目的・事業に賛同し、入会申込書の提出があったもので、理事会が承認したものとする。

(社員資格の喪失)

第12条 この法人の社員は、次の事由によって社員資格を失うものとする。

1. 退会届を提出したとき
2. 破産の宣告をうけたとき
3. 本人が死亡、または法人たる社員が解散したとき、もしくは事業を譲渡したのち承継者の届出がないとき
4. 経費の負担を6ヶ月以上滞納し、かつ、理事会において退会を認めたとき
5. 第13条により除名されたとき

(除名)

第13条 社員がこの法人の名誉を傷つけ、または、この法人の目的に反する行為を行ったときは、社員総会の決議を経て、除名することができる。

(経費の負担)

第14条 この法人の一般社員は、社員総会の決議による経費を負担する。

第4章 社員総会

(社員総会)

第15条 この法人は、毎年6月に定時社員総会を開き、必要に応じて臨時総会を開催するものとする。

(招集)

第16条 社員総会は、理事が招集するものとする。
2. 理事が数人あるときは、その過半数で決し招集する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(決議の方法)

第18条 総会決議の方法は、法令または定款に別段の定めがある場合の他、出席した社員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決権)

第19条 各社員は、1個の議決権を有する。

第5章 役員

(役員)

第20条 この法人に次の役員をおく。
1. 理事 2名以上
2. 監事 1名以上

(理事・監事の選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

(代表理事)

第22条 この法人に、代表理事を1名おく。
2. 代表理事は、理事の互選による。

第6章 計算

(事業年度)

第23条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第7章 附 則

(その他)

第24条 この定款に規定のない事項は、すべて中間法人法その他の法令によるものとする。

(変更手続)

第25条 この定款は一部変更して平成15年6月25日から施行する。